

アイスマーク資格基準

JCAアイスマーク資格は、レベルⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ それぞれの資格規準を充たし JCA理事会総会の認証を得て、資格ライセンスを発行するものとする。
検定の受講資格はライセンスを取得済みのアイスマーク研究会員及び各都道府県協員
または、各都道府県協会が承認推薦するカーリング施設従事者とし、レベル別に以下の通りとする。

資格基準 - レベルⅠ： アイスマーカー補

学科講習：

1. JCA レベルⅠアイスマーク講習会に参加する。
2. アイスマーク技術・学識・競技規則に関するレベルⅠの筆記試験を受ける。
3. 規定の検定成績を修める。

実技講習：

1. レベルⅡ、Ⅲ、Ⅳ、のアイスマーカーの監督下で都道府県、ブロック、あるいは国内選手権等の公式競技会でアイスマーカー補 を勤め、その実習内容をアイスマーク研究会に提出する。
2. 実技実習内容はアイスマーク研究会専門委員会において精査する。

資格：学科および実技の要件を満たした者は、レベルⅠアイスマーカー資格を獲得し、JCAの認証を得てライセンスが発行される。

ライセンス取得者は、アイスマーク研究会データベースに登録し、初年度のみ JCA に 3,000 円の登録発行料を納める。
また、最新のアイスマーク技術に関する知識を学ぶために、4年に1度はレベルⅠアイスマーク講習会に参加する。

資格基準 - レベルⅡ： アイスマーカー

学科講習：

1. JCA レベルⅠアイスマーカーの資格を有する。
2. JCA レベルⅡアイスマーク講習会に参加する。
3. アイスマーク技術・学識・競技規則に関するレベルⅡの筆記試験を受ける。
4. 規定の検定成績を修める。

実技講習：

1. 都道府県、ブロック、あるいは国内選手権等の公式競技会で アシスタントアイスマン以上 を勤め、その実習内容をアイスマーク研究会に提出する。
2. 実技実習内容はアイスマーク研究会専門委員会において精査する。

資格：学科および実技の要件を満たした者は、レベルⅡアイスマーカー資格を獲得し、JCAの認証を得てライセンスが発行される。

ライセンス取得者は、アイスマーク研究会データベースに登録し、初年度のみ JCA に 5,000 円の登録発行料を納める。
また、最新のアイスマーク技術に関する知識を学ぶために、4年に1度はレベルⅡアイスマーク講習会に参加する。
ライセンス取得者は、「レベルⅠ・レベルⅡ」アイスマーク検定講習会での講師及び実技講習での指導を行う事を義務づける事とする。

資格基準 - レベル III: 上級アイスメーカー

学識面:

1. JCA レベルIIアイスメーカーの資格を有する。
2. ヘッド（チーフ）アイスメーカーとしての見識を有している。
3. WCF および JCA の競技規則、方針、アイスメイク技術について深い最新の知識を有している。
4. 施設設備に関わる高圧ガス保安法及び消防法の概略を熟知している。

実践面:

1. レベルIIIアイスメーカーの候補者は、都道府県、ブロック、あるいは国内選手権でヘッド（チーフ）アイスメーカーの経験を3年以上積み、かつ報告書を作成・提出しなければならない。
2. アイスメイクに関わる普及および伝達に指導的立場で積極的な活動を行わなければならない。
3. 国外でのアイスメイク又は国外指導者によるアイスメイクの実践経験を積みなければならない。

資格: JCA アイスメイク研究委員会によって認証を受けた申請者はレベル III アイスメーカーの資格を獲得し、JCA の認証を得てライセンスが発行される。

ライセンス取得者は、アイスメイク研究会データベースに登録し、初年度のみ JCA に 8,000 円の登録発行料を納める。また、最新のアイスメイク技術に関する知識を共有するために、アイスメイク研究会専門委員会に所属する。レベル III のアイスメーカーは、レベル I、レベル II の講習会で講義の担当を勤める。レベル III の資格をもった全てのアイスメーカーがヘッドアイスメーカーとして任務の依頼を受けるわけではない。

資格基準 - レベル IV: ナショナルアイスメーカー

学識面:

1. JCA レベルIIIアイスメーカーの資格を有する。
2. レベル IV の申請をするよう他薦を受ける。
3. WCF および JCA の競技規則、方針、アイスメイク技術について深い最新の知識を有している。
4. 施設設備に関わる高圧ガス保安法及び消防法の国家資格を有する。

実践面:

1. 候補者は、少なくとも3年間国内選手権でレベル III アイスメーカーとしての職務を果たさなければならない。
2. 候補者は、世界選手権においてアシスタントアイスマン以上の実践を勤めなければならない。

資格: JCA アイスメイク研究委員会によって認証を受けた申請者はレベルIVアイスメーカーの資格を獲得し、JCA の認証を得てライセンスが発行される。

ライセンス取得者は、アイスメイク研究会データベースに登録し、初年度のみ JCA に 10,000 円の登録発行料を納める。レベル IV のアイスメーカーは、レベル I・レベル II の検定講習会で講義の担当、あるいはレベル II・レベル III アイスメーカーの検定を依頼されることがある。

特記事項

既に、WCF ライセンス及び CCA ライセンスを取得済みの該当者は、JCA ライセンスと次の様に融合するものとする。

1. CCA レベル I の取得者は JCA レベル I 資格規準の内、アイスメーク技術・学識・競技規則に関するレベル I の筆記試験を免除とし規定成績を修めたものとする。 他については資格規準と通りとする。
2. CCA レベル II の取得者は JCA レベル II 資格規準の内、アイスメーク技術・学識・競技規則に関するレベル II の筆記試験を免除とし規定成績を修めたものとする。 他については資格規準と通りとする。
3. WCF レベル II の取得者は JCA レベル II 資格規準の内、アイスメーク技術・学識・競技規則に関するレベル II の筆記試験を免除とし規定成績を修めたものとする。 他については資格規準と通りとする。

アイスメーク資格検定講習会には専用のマニュアルテキストを用いて講習を行うものとし、受講者はこれを購入するものとする。